

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会開催要綱

1. 開催趣旨

直接請求制度について、近年署名収集が実施された地方公共団体の選挙管理委員会から、署名収集、署名簿の縦覧等の手続に関し、不正防止や個人情報保護等の観点から運用上の課題提起がなされていることを踏まえ、必要な論点整理を行い、講ずべき対応を検討することを目的として、研究会を開催する。

2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は非公開とするが、研究会終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。

5. その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。